

入札監理小委員会 第 70 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 70 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 11 月 25 日（火）17:47～19:13

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

①実施要項（案）の審議

- 企業活動基本調査（経済産業省）
- 通訳案内士試験事業（（独）国際観光振興機構）
- 民間向け研修運営業務（（独）工業所有権情報・研修館）

②その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、廣松専門委員、椿専門委員

（経済産業省）

経済産業政策局調査統計部企業統計室 中村室長、木下参事官補佐、須田参事官補佐

経済産業政策局調査統計部総合調整室 野村参事官補佐

（（独）国際観光振興機構）

企画本部総務部 加藤部長

企画本部企画部観光情報センター 半田マネージャー

（（独）工業所有権情報・研修館）

人材育成部 森川部長、筑波部長代理、
総務部 室井部長代理

(特許庁)

総務課工業所有権情報・研修館室 山田室員

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから、第 70 回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、経済産業省の「企業活動基本調査」、国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業」、工業所有権情報・研修館の「民間向け研修運営業務」の 3 件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに「企業活動基本調査」実施要項（案）の審議を行います。本日は経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室、中村室長に御出席いただいておりますので、前回までの審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。なお、説明は 5 分程度でお願いいたします。

○中村室長 経済産業省の中村でございます。よろしくお願いいたします。では、実施要項案について意見募集の結果、出てきた意見等を踏まえた修正点を御説明させていただきます。まず、実施要項（案）の 2 ページ目の中ほどです。2 の「請負業務の内容」のところで、最後に「なお」書きとして 2 行、追加しています。

これは公共サービス法の趣旨に照らし、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かせることを明記するために「なお、民間事業者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮するために「（３）業務内容」と異なる提案をすることができる」と加えました。

次に、3 ページの、これも中ほどの⑫、「トークン」のところですが、その利用者を明確にするために文の頭に「民間事業者が」と加えています。それと 5 ページの上の方の⑤ですが、オンライン利用の際のパスワードの送付方法を明記するために、アに「ただし」書きとして、「ただし、過去においてオンライン利用登録を行った企業については、パスワードを調査票に印字するため、配達記録付き信書便とすること」と加えました。また、ウの一番最後に「パスワードとともに別途送付すること」と加えています。

次の 6 ページですが、同じくオンラインのところで、⑩の最後にパスワードの送付方法を明記しました。それから、その一つ上ですが、「オンライン調査システムのトラブルについては、速やかに経済産業省に連絡をする」と加えています。

9 ページの真ん中の 5 の（３）です。「各調査とも最終的な回収率は 80.1%を上回らなければならない」としていましたが、ここも明確にするために、「各年の調査とも」と修正しました。

12 ページです。上の方の 2.2 の括弧の中では資格のほかにも経験も求めています。上のところでその文言がありませんでしたので、明確にするために「本業務従事予定者に本業務遂行の上で有効な経験・資格があるか」と、「経験」を加えています。

13 ページですが、上の方の 3.3 の一番最後のところで、「企業活動基本調査審査・集計システムを円滑に操作する人員が確保されているか」とありますが、企業活動基本調査システムそのものの経験者を求めているということではないことを明確にするために、その後に括弧として、「大規模統計調査の統計システムのオペレーションを経験しているか」と加えています。

飛びまして 19 ページです。上の方の（６）「記録・帳簿書類」ですが、「28 年度末ま

で5年間保管しなければならない」としていましたが、すべての書類を28年度末まで保管を求めるものではないということを明確にするために、「実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を翌年度より5年間保管しなければならない」と改めました。要項の本文については以上です。

別紙についてですが、別紙4の「20年調査実績」の印刷部数を再度チェックし、若干、修正しています。あと、次のページ、別紙5ですが、例えば第一段目の4番目に「パスワード」とか、第二段目には「前回科学技術調査対象の有無」、こういうところを幾つか追加しています。

大分飛びまして、別紙12の1枚目の中ごろ、注記事項の3の2番目の丸(○)の物件費ですが、※②として「オンライン利用登録企業のうち、継続企業についてはパスワードの送付が不要であったため、配達記録の料金は含まれていない」旨を追加しています。

その3ページ後ですが、5の「従来の実施方法等」の注記事項の1として、宛先不明での返送企業数等を加えています。変更箇所は以上です。

あと、実はプライバシーマークについて意見が出ました。ここは今、直していませんが、意見というのは、12ページの2.5、「セキュリティ対策」です。「プライバシーマークの取得に加え、情報セキュリティマネジメントシステムの認証と同等以上の情報処理の手法を確立しているか」ということで、プライバシーマークとISMS、両方を求めているわけですが、ここについて、「プライバシーマークは個人情報のみを対象としており、本業務において収集し得る情報の大部分は法人情報であり、ISMSを必須とすればよく、本業務に係る性の薄い資格要件で応札業者を限定しないでほしい」という旨の意見がありました。

これに対して、当省としては、大部分はおっしゃるとおり、法人情報ですが、個人情報も含まれており、また情報セキュリティについては社会の関心も非常に高く、むしろ年々高まっています。また、厳重な上にも厳重にしっかりとやってほしいと考えており、今年度も、プライバシーマークを必須としていますので、そこを外すという意見は、今、1社から来ていますが、あえて今外す必要はないのではないかと考えています。

ただ、もし、このところが、先生方、「やはり、少し過剰ではないか」ということであれば、必須はISMSのみとして、プライバシーマークは加点項目に移したいというふうには考えています。以上です。

○小林副主査 はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお願いいたします。

○椿専門委員 先ほど、室長がおっしゃった論点ですけれども、基本的にはISMSの認証を取得しているということになれば、個人情報も法人情報もその機密の範囲に切り分けられ、実質的な秘匿といえますか、セキュリティは確保されるのではないかと考えますので、むしろ調査機関等の中では法人調査を主としている調査機関はISMSを取っているでしょうし、個人・所帯調査をしている者はプライバシーマークということになっている

ということからしますと、法人調査の機関等をむしろ逆に締め出してしまう可能性もありますので、あえてプライバシーマークを必須要素にする必要はないのではないかと考えますが。

○中村室長 私どもは別に業者を何か限定するとか、そういう意味合いでもともと考えているわけではなく、御存じのとおり、セキュリティは今は本当に関心が高いですし、こういう調査物についても、協力を得るのがだんだん難しくなっているときに、セキュリティは非常に大きなネックの一つになるので、私どもとしては特に初年度、厳重な上にも厳重ということで、ここは両方必須としました。

ただ、そこがもし「業者を変に締め出すのではないか」という御懸念ということであれば、そこはI S M Sがあればプライバシーマークまで必須と、あえてそこまでこだわらなくてもいいのかなとも考えています。ただ、やはり、個人情報もありますし、実際、I S M Sとプライバシーマークの両方取っているところもあるので、そういうところについて、プライバシーマークは、全然、何もなくていいのかということについては、疑問もあるので、必須とはしないが、加点項目には入れておくということかなとは考えています。

○逢見副主査 よろしいですか。今の点ですが、パブリックコメントの11番を読むと、そのパブリックコメントを出した方からはI S M Sは個人情報も包含した機密情報であるという認識です。他方、回答の方は個人情報も含まれているのでI S M Sのみならず、プライバシーマークの取得が必要という認識になっています。I S M Sが個人情報も包含していると理解するのであれば、一応、それでカバーされるということでしょうか。しかし、それが包含されないのであれば、両方取らなければいけないということになるのですが、どうでしょうか。これは実際には、I S M Sの中に個人情報も包含したものとなっているという理解でよろしいのではないのでしょうか。

○中村室長 考え方からしますと、勿論、I S M Sの中には、全部、情報ですから、個人情報も勿論入ります。ただ、規定の仕方が違いますので、必ずしもプライバシーマークの内容がすべてI S M Sに入っているかという点、プライバシーマークは個人情報に特化したもので、いろいろな規定があり、必ずしもI S M Sを持っていれば、そのまま何でも入っているということではありません。ただ、情報ということでは全部かかってくるので、確かにI S M Sを持っていれば個人情報についてもかかっているだろうということ言えば、それはそのとおりです。

そのところを、私どもは初年度ということもあって、できるだけしっかりやって、調査を受けていただく調査客体の方に「これだけしっかりやっている」ということを見せるためにも、そこは当然必要なのだろうと考えていましたが、そこが少し過剰ではないかと、I S M Sを持っていれば、必ずしもプライバシーマークまでを必須とするところまでは要らないのではないかと考えてあれば、それは確かにそういう考え方は十分あり得ます。別に私どもは先ほども言いましたように、業者がどうこうということではなくて、できるだけ調査をしっかりとしたものにして、協力も得たいということで書きましたが、そこが

「少しやり過ぎだ」ということであれば、そこはもう必須から落とすということも考えています。

ただ、こういう意見が何社からも、たくさん来れば、考えなければならないのですが、来たのは1社でしたし、たまたま1社が言ったから、そのまま本当にやるかというのも、少しどうかと、今、世の中の情勢としては「情報はセキュリティをもっとしっかりしてくれ」というのが基本的な流れとしてはあるので、初年度なので、よりしっかりと両方とも必須としたということはあると思いますが、それを今回そこからプライバシーマークを外すというのは、本当にいいのかなと、実はやはり疑問がありまして、その辺のところはざっくりばらんに先生方と御相談をさせていただきたいと考えています。

○小林副主査 今の点でいかがですか。

○椿専門委員 そうですね。ごく一般論として言えば、プライバシーマークよりI S M Sの認証取得の方がかなり厳しい基準であることは言うまでもないと思います。これは「I S M Sの認証と同等」と書いてあるところがまたちょっと難しいところですが、やはり、およそ同等ということを担保する手段は非常に難しいので、認証を取っていらっしゃるところが出てくるとすれば、相当、ここだけでも厳しいということは室長も御存じのとおりかと思えます。

ですから、私としては、先ほど室長がおっしゃっていらっしゃいましたけれども、プライバシーマークを外すのはやはり後退と見られる危険性がありますので、加点要素としては加えておくということではよろしいのではないかと思います。

○廣松専門委員 遅れまして申し訳ありません。事務局の方からこの点に関して事前に御相談を受けて、私も、勿論、両方あれば、理想的だろうと思います。去年はそれを条件としてやったわけですが、今年、これに関して余り理想的に過ぎるという意見があるならば、私もI S M Sの方を必須にした上で、プライバシーマークに関しては加点項目でいいと思います。

ただ、将来的には、こういう分野にこれからビジネスチャンスを見付けようとする民間事業者の場合、やはりこの2つ持っておいてもらった方がよろしいのではないかと思います。

○小林副主査 ありがとうございます。今の点に関しては、先ほど、事務局の方から応札しなかった企業のヒアリングの結果もお伺いしましたけれども、やはり、2社がその両方を持っていなかった、プライバシーマークを持っていなかったということで応札できなかったということがございます。

やはり、この市場化テストは競争性を確保することが重要な観点なので、先ほど、椿委員、廣松委員、逢見副主査からも御意見がありましたけれども、プライバシーマークの方を加点項目というふうに設定していただくということで、事務局の方もよろしいでしょうか。いいですか。中村室長もよろしいでしょうか。

○中村室長 わかりました。そういうことであれば、必須項目はI S M Sのみにして、プ

ライバシーマークは加点項目に移したいと思います。

○小林副主査 そのほかにいかがでしょうか。よろしいですか。はい。それでは、本実施要項（案）につきましてはこれまで2回の審議を行いましたが、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、先ほどのプライバシーマークについては修正を行った上で、十分、競争性が働くように入札にかけていただきたいと思います。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果をフィードバックしていただきたいと思います。

では、経済産業省におかれましては本実施要項（案）に従いまして、適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（経済産業省退室、(独)国際観光振興機構入室）

○小林副主査 続きまして、「通訳案内士試験事業」の実施要項（案）の審議を行います。通訳案内士試験事業の実施要項については本年7月の第44回入札監理小委員会で既に議了しておりますが、このたび、実施要項を変更する必要性が生じたため、改めて審議することといたしました。

本日は、国際観光振興機構、企画本部総務部、加藤部長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）を変更する必要性が生じた経緯や変更点について御説明をお願いいたします。説明は10分程度でお願いいたします。

○加藤部長 お手元の資料で「通訳案内士試験事業の入札結果及び再度入札公告に向けた見直しについて」というものを用意させていただきましたので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、通訳案内士試験事業の入札結果ということでございますが、官民競争入札等監理委員会の付議を経まして、本年8月に入札公告を行いました。この通訳案内士試験事業については、まず、どういう形でしたかを（1）に書いております。

まず、入札公告を8月12日から9月3日までJNTOを通じて行いました。入札説明会を9月3日、そしてこれに基づきまして関心のある事業者から企画書を提出していただく期間を9月4日から9月29日まで設けまして、そして企画書を提出いただいた事業者から企画書の説明を、総合評価審査委員会において10月27日にしていただきました。そして審査結果に基づいて開札を行ったのが、10月31日でございます。

こういう形できちっとしたスケジュールに則って入札を行いましたが、その入札結果でございます。まず、説明会への参加、これは8社、関心を持って参加していただきました。ただ、参加者にはかなり細かく、具体的に説明をいたしました、それを受けて企画書を提出したのが2社でございました。

ただし、うち1社は必須項目を満たしていなかったために、その段階で「ちょっと、この企画では心許ない、問題である」ということで不合格となりました。もう2社は必須項目は満たしましたが、開札しましたところ、予定価格内ではこれがかなり、はるかにオーバーしているということ。それでもう一度、その事業者に、再度、入札を実施しましたが、依然として予定価格を大幅に超える結果であったということで、不落という結果になりました。

あと、下に書いてありますが、1社の必須項目を満たしていなかったところは、具体的にはいろんな総括責任者、あるいは事業担当者の事業遂行体制とか、役割分担、責任の所在が明確に示されているかといったところ、並びに事業計画の評価項目のうち、通訳案内士試験科目になっている外国語、日本地理、日本歴史、並びに産業、経済、政治、文化に関する一般常識について、問題案の作成方法が具体的に記載されていないと。それから、願書受付業務の手順等、確実実施方法が具体的に示されているかといったところで、具体的な提案がなされていなかったと。もう少し言いますと、別の1社は、やはり企画書を提出したところはこの面での経験もかなりあるところであったけれども、こちらのところは余り経験のないところが、逆に言うと、応札をしてこなかったところにもかなり経験のあるところがありましたが、余りそのところがわかっていないところが出してきたのが不合格という形になったということでございます。

ただ、やはり、これだけしても、実際に企画書を提出してくれるところも少なく、また、価格もかなり高かったということで、今回の入札で落札者が決定しなかったため、説明会及び入札参加者に対して価格が高い理由や入札不参加の理由について、メールや面談等によるヒアリングを実施しました。

結果は以下のとおりでございます。まず、今回の入札に参加しなかった理由を幾つかの会社からも聞きましたが、まず1つは「試験問題の作成は非常にリスクを考えると、費用面で折り合わない」と。複数の言語、10か国語に対応して試験問題を作成、「問題案」といっても、作成することはやはり非常に難しいと。それから、2つ目が海外における試験会場の確保。これも非常に難しいと。それから、3つ目には複数の言語に対応して、一定のレベルの口述試験委員を確保することができない。それから、「業務が多岐にわたっているため、共同体での事業実施、アウトソーシングを考えたいけれども、それはかえって費用がどんどん高くなってしまいうということで難しかった」ということが不参加の理由です。

また、入札したけれども、こちらの考えている予定価格を大幅にオーバーしたということでの不調の原因については、聞きましたところ、試験問題案の作成は、どの程度、問題案の差し戻しがあるのか、人や費用がかかるのかわからないため、機構がこれまで実施し

てきた費用よりも多目に費用を積まざるを得なかったとの説明でございます。また、「海外での試験業務の運営経験がないので、国内ではかなりやっているけれども、特に初年度では事前に人を派遣して下調べが必要となる、その分、費用がかかりました」ということでございます。また、「契約期間も短いということも、ちょっとあった」と。このような説明でございました。

ということでございまして、J N T Oとしましては、できるだけ民間にお願いすることは、是非、したいのですが、現実的に、前も「できるだけ」ということで全部いたしました。が、再度、ちょっと範囲を変えて入札公告に向けた見直しをしたいということで考えております。

ヒアリングからわかりました不落になった原因は、やはり入札業者は試験問題案の作成や海外試験の実施について、過去における経験、実績がないため、準備や実施に要するリスクを最大限取ってコストを計算したこと。また、業務が広範囲にわたったため、業者1社で対応するのが難しく、再委託する業務が多くなり、コストが増加したことが、入札価格が高くなった理由として考えられております。

また、入札への参加が少ない原因についても、やはり説明会には出席したけれども、入札には参加しなかった事業者のヒアリング結果を踏まえると、特に試験問題案の作成がネックになっていると考えられます。また、海外での試験会場確保と試験の実施、それから10か国語の口述試験委員の確保が困難であることが挙げられておりまして、やはり、この業務が入札参加を見送った一因となっていると考えられます。

ということで、(3)でございますが、再度入札公告に向けた見直しを行っていききたいと。上記(1)(2)に基づきまして、予定価格内での入札を可能とし、かつ民間業者の入札参加を促すためには、民間業者にとってコストが高く、対応が困難であると思料される以下の業務については、機構が直接実施する業務として入札対象事業から除外することですしたいと思います。

すなわち、筆記及び口述試験問題案の作成、それから海外で実施する試験に関わる会場手配、試験問題の発送、試験運営業務等。これはあくまで海外で、国内は従来どおりでございます。それから、口述試験委員の確保ということでございまして、このところはJ N T Oでやるのもやはりやむを得ないのかなということで、それ以外の部分は、できるだけ運営のところはどこか包括で、試験を専門にやっているところも幾つかあるようですし、そういうところに何とか予定価格の範囲でお願いしたいということで、再度公告をしたいということでございます。説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 入札不調ということで、その結果を分析してみますと、意外というよりは、「やはり、そうか」という感じが若干いたしまして、やはり、ちょっとハードルが高かったのかなという感じがします。筆記・口述試験問題案と、海外の試験会場の手配と口述試

験委員の確保、この3つを除外して、再度、入札ということは全体としてはやむを得ないかなと思います。ただ一つ「契約期間が短い」という指摘も意見としてありましたが、これは2年間ですよ。

○加藤部長 結局、2年間ですが、これも、前回もちょっと御説明しましたけれども、観光庁、国土交通省の観光庁になりましたが、観光庁の通訳案内士制度自体、これをいろいろと見直すということになっておりますので、逆に言うと、逆にここでコミットしてしまってもというか、我々ができる立場でもないので、一応、これは2年間でさせていただくしかないという状況でございます。

○逢見副主査 では、ここは制度の見直しがあれば、将来的には変更もあるということですか。

○加藤部長 そうですね。将来的には、やはり、少し大きく見直すような時期に来ているのかなと思っております。

○小林副主査 その説明会の参加が8社あったということは、関心はそれなりに高かったのではないかと考えられるのですが、その8社のうち、2社しか来なかったというのは、いろいろ、必須項目等で満たせないとか、いろいろなことがあるのかと思いますけれども、あと残り、その応札してこなかった企業については、どんな企業があったのでしょうか。

○加藤部長 イベントのようなものをかなりやっているところとか、それから、試験関係のこういう運營業務を経験しているところとか、今はわりと国のほかの試験でも、国家試験でも、今、試験運營業務は随分委託しています。いろんな国家試験であっても、他省庁で公益法人が実際にそういう代行機関としてやっている、そこがしていると。

ただ、やはり、試験問題の作成というところまではどこも今までやっていないし、それ以外のところは、願書の整理とか、そういうところは全部させているわけです。というところで、「やはり、むしろ、そのところは国というか、そういうところがやるべきではありませんか」という意見も、一つ、ありました。

だから、皆さんも、逆に言うと、イメージがある程度できているところほど、かえってそのところまでは、ちょっと自分たちでどうかな、あるいは海外のところと、それから、どちらかというところ、ほかの国家試験は例えば全部、日本語でしているけれども、やはりこれを10か国語で、しかも面接試験も、試験問題も10か国語でつくる、面接試験もそれこそタイ語とかいろんな言語があって、試験委員もいろいろと替わるわけです。

そうすると、J N T Oは勿論、過去にやっているの、紹介するのはいいけれども、その先生がいなくなることも、結構、入れ替わりがありますから、そうすると、そこも結構大変だなというのは、逆に経験のあるところから「これではちょっと労力の割にペイしない」とか「リスクがある」とか、そういうことを考えられたのだと思います。

○小林副主査 ほかによろしいですか。

○逢見副主査 はい。結構です。

○小林副主査 はい。では、今回の通訳案内士試験事業の入札結果、それに基づく見直し

ということで、この再度入札公告に向けた見直しを行って、再度、入札にかけるということでよろしいでしょうか。事務局の方で何か確認すべきことはございますか。

○徳山企画官 2年後に試験制度の大きな改革が行われるということの見通しについて、何か具体的なスケジュールはどこかで示されているのでしょうか。

○加藤部長 いや、まだありませんが、観光庁としてそういう方針で考えているということまでははっきりしていますけれども。

○徳山企画官 何かそういうスケジュールが公に示されているというわけではない。

○加藤部長 まだ、公の形ではないですね。

○徳山企画官 ないですか。審議会などでその議論が行われていると。

○加藤部長 そうではありません。ただ、観光庁の方がやはりこういうものの見直しのためのいろんな懇談会なども設けていますし、この通訳案内士試験は、もともと、基ができたのが、戦後、欧米の人が日本に来るのがどちらかというと中心で、それで団体ツアーであったと。そういうときに1ドル360円時代で、アメリカとかそういうところから来る。アジアからのお客さんはまだほとんどない時代に、制度の原型ができています。

けれども、今、日本に来る方の7割が大体、アジアからの方で、アジアのところが通訳ガイドの方の中国とか韓国の方が現実には少ないと。しかし、今は少ないけれども、制度的には本当はそういう資格を取っていなければならないのですが、現実にはある程度、向こうから添乗員が来て、そのままスルーでどうしてもガイドをしてしまう。

こういう実態、いわば制度と現実のミスマッチのようなことが大分出てきていますので、そういうところについて、もう少し、現実にあったような、どういうものが制度であるべきか、それはやはり見直すべき時期に来ている。

特に2年後「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の2010年目標ということのあれにもなりますし、その後も目指して受入態勢全般の見直し、在り方を考えるという中で、これもきちっと見ていこうということがあります。ただ、具体的にこれをいつまでにどうこうということまではなっていませんし、本当にやるのであれば、かなり本当かというと、法律改正とか、そういうところにも関わってきますので、だから逆に言うと、「我々が」というよりも「ああいう形で、業者で、3年後、4年後まで大丈夫ですよ」と言うことはちょっとできない。

あくまで、こちらは国の代行機関としてやっているもので、基のところはやはり国が今のいろんな状況を見ながら、市場の状況を見ながら方針を固めるということになりますので、そういう意味からすると、一応、2年間ぐらいで、今、国でやろうとしていますし、それに合わせてでないと、逆に業者の方も「初めは3年のつもりでこういうふうにやったけれども、2年で全部変わってしまった」ということで、お互いにアンハッピーになってしまいますので。そういうことでございます。

○徳山企画官 では、機構としての情報収集に基づけば、2年ぐらいが一つの区切りではないかという話ですね。

○加藤部長 ええ。観光庁も「大体、そのくらいでやる」と言っておりますので。

○小林副主査 多分、だから、今の契約期間の問題は入札参加する事業者側にとっては、将来の見通しも立てながら計画をしていくということからすると、リスクの負担の問題とか、いろいろ、事業のやり方の問題とか、そういうことで、いろいろ、その組立てをする上においては非常に重要な観点かと思うのです。だから、その部分でも少し事業者に対してはそれほど易しくなかったとか、少し入札をしやすくなかったというハードルにもなったというようにも考えられるので。

○加藤部長 自分がどのこうのと言うことができる立場でもありませんが、ただ、恐らく、一般的に事業者とすれば、例えば3年とか5年の長いものであれば、1回目は例えばいろいろな海外とか何かでちょっとコストをやっても、慣れていけば、2回目、3回目をやるどこでコストカットをしていくかということもわかってくるから、長期安定計画はだれもが「それであれば、受けます」と。

しかし、1年か2年でうまくいかないということになってしまうと、なかなか元が取れるかわからない。このリスクもあるかもしれない。そういうところはちょっとやむを得ないのかなと。

○小林副主査 よろしいですか。

○徳山企画官 はい。

○小林副主査 では、本実施要項（案）については、入札監理小委員会としてはこれです承したということとして、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。国際観光振興機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施して、再度、入札を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○加藤部長 どうもありがとうございました。

（（独）国際観光振興機構退室、（独）工業所有権情報・研修館入室）

○小林副主査 続きまして、「民間向け研修運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。本日は工業所有権情報・研修館人材育成部、森川部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○森川部長 人材育成部の森川です。前回、御指摘をいただきまして、先に私の方から大きく見直した点を紹介させていただきまして、詳細な要項については担当より説明をさせ

ていただきたいと思います。まず、前回、非常に手とり足とりといいますか、細かく I N P I T の承認を得る必要があるということで、民間事業者の業務運営に対する介入が多いのではないかという点につきましては、私ども、実施方法を情報・研修館の方で定めることはやめまして、特に事前の承認を求めることはせずに、原則、民間事業者の判断でできるように修正をさせていただきました。

それから、2 番目といたしまして、民間の業者の創意工夫が発揮できるような仕組みになっていないのではないかという御指摘に対しまして、まず 1 点目でございますが、実施回数につきましては、私ども、情報・研修館の方で定めておりましたけれども、最低限の回数は私どもで提示をさせていただきますけれども、それに加えて、追加的に民間事業者が実施できることといたしました。

ただ、本事業につきましては、そもそも、私ども、事業自体に予算が付いているわけでは、予算とはつまり特許庁の方から交付金としていただいているわけではございませんで、私ども、情報・研修館の実施事業として行っているものです。したがって、回数を増やした場合には、その増やした分の経費につきまして追加的に支払う財源はないのが現状でございます。

したがって、またその受講料につきましても、すべてが 100% いただけるものではございませんで、3 つの研修のうち、必ずいただけるのは一つだけでございまして、あとの 2 つは免除の対象者がいる研修でございます。

以上のようなことから、受講料免除がないものにつきましては、具体的には審査基準討論研修でございますけれども、この研修につきましては民間事業者が私どもが指定した最低回数を超えて実施する場合には、その受講料収入はすべて民間事業者の収入とできるような形で、創意工夫の余地、具体的にはその回数増加の余地を入れさせていただきました。

2 点目といたしまして、受講者の定員につきましても、従来、私どもで決めていたわけですが、私どもで決めるのはその一定の定員といたしまして、それは例えば基礎的な定員ということになりましょうか、その基礎的な定員を超えた分につきましては、基礎的な定員の 1 割程度の人数につきましては定員の上限を増やせる。勿論、その前提といたしまして、研修の質を損なわないという範囲でということではございますけれども、民間事業者の方が基礎定員の 1 割程度の人数について増やせるようにし、かつ、受講料の免除の規定のない審査基準討論研修につきましては、私どもが規定した基礎的な定員を超えた分につきましては、受講料収入を民間事業者の収入とできるようにさせていただきました。

3 点目ですけれども、研修の実施や周知、それから受講者の募集につきましては私ども、情報・研修館が行うということとしておりましたけれども、今回、研修実施の周知、受講者募集につきましては民間事業者の方が行うことといたしまして、私ども、情報・研修館は従来の周知、従来、やっていた周知のところは、当然、引き続き行っていくという形とさせていただきました。

4 番目といたしまして、研修の講師につきましては私どもが選定するとなっております

たけれども、この点につきましても私どもの方で講師の候補者リストを民間事業者の方に提示した上で、民間事業者の方が実施時期等を踏まえて選定できるようにいたしました。

更に講師に求められる要件といいますか、知識、資格等の基準につきましても、私どもが基準を明示いたしまして、民間事業者側からも講師候補者を提案できるような形とさせていただきます。ただ、講師としてそれを認めるかどうかは最終的には私どもが承認するかどうかという形にはさせていただいております。

最後もう一点。会場経費につきまして、従前の形では、私ども、情報・研修館に請求をして、私どもが払うという形になっておりましたけれども、これにつきましても、会場にかかるその借料、それから講師謝金等、すべて委託費の中に含むような形で直させていただきます。また、それと同時に従前の必要な経費等についての情報については私どもの方から開示をさせていただくという対応をさせていただきました。以上が、今回、私どもが見直した大まかな点でございます。では、詳細については担当の方から。

○山田室員 では、失礼いたします。簡単にですが、追って御説明いたします。本資料の実施要項の2ページから御覧になっていただければと思います。研修概要等は変わってございませんので、今、森川の方からありました点で簡単に御説明いたします。2ページ目にあります、上の方になりますが、ハとニを御覧になっていただきたいのですが、こちらは特許侵害警告模擬研修でございますが、実施回数といたしましては5回としておりますけれども、民間事業者の方に受講者が多く募集できそうな地域という形で、ここを工夫していただきたいというところがございます。

ニの方は規模といたしましては定員40名とさせていただいておりますが、こちらも研修効果を損なわない範囲で1割程度、「程度」というのがプラス1名、2名程度であれば損なわないというふうに御判断をいただいて、研修を組んでいただくという点で、こちらに記載を書かせていただいております。

同じく(2)の2ページ目の下の方になりますが、同様に審査基準討論研修、こちらも同じようにさせていただいております。ただし、このハの方を御覧いただきたいと思いますが、審査基準討論研修につきましては、最低3回。それ以上のところにつきましては民間事業者の方に自由に何度でもやっていただいて構わないというやり方を取らせていただいております。それから、同じようにおちらも1割程度増すことができるというのが、3ページの上の方でございます。

今度は(3)、「検索エキスパート研修(中級)」につきましても、ハとニを御覧になっていただきたいのですが、研修はそれぞれ東京、愛知で実施することとしまして、ニの方は1割程度、研修の効果を損なわないレベルで増やすことができると改めさせていただきます。

4ページ目に行っていただきたいと思います。ここからは全体に係るところではございますが、(2)、「実施マニュアルの作成」とあります。前回までは事務局を設定して、さまざまなことを手とり足とり書かせていただいておりますけれども、民間事業者の方に

これら3研修について実施マニュアルを作成していただいて、I N P I Tの方に提出していただくということにさせていただきます。その上で承認とかそういうことではなくて、民間事業者の意に沿ってやっていただければというふうに改めさせていただきます。

ただ、実施マニュアルをつくるに当たりましてなかなか難しい点があるかと思うので、それにつきましてはI N P I T、私どもの方で相談に乗らせていただくというところを明記させていただきます。

それから、(3)の「会場の確保」というところでございます。こちらが少し変わった点ではございまして、東京での開催というところを情報・研修館で行っております特許庁の審査官・審判官・事務官向け、こちらの研修。それから法定研修を除きまして、3月、6月、9月、12月の2週目、3週目をできる限り確保させていただこうと思っています。この間に東京での開催をやっていただくというところで、ここをもちましてすべての会場費につきましますところは、すべて委託費の中に盛り込んだというところでございます。

ですので、情報・研修館の方でその後で、後ほど払うという考え方ではなくて、こちらを使っていただきつつ、外でやる場合、地方でやる場合、すべて込み込みで委託費の中に含めるという形に改めさせていただきます。

ずっと行きます、今度は6ページ目でございます。全研修につきまして受講者の募集案内というところがございますけれども、こちら(4)の口でございます。民間事業者がこちら工夫をしてやっていただく。周知に有効な方法を用いて受講者の募集を行っていただいて、40名を超えても構いませんし、40名からその1割程度のところまで頑張って募集していただくというところを、工夫していただければと思っております。

ただ、なお、I N P I Tはこれまでにあえて流させていただいているところがございます。これまで3研修をつくったいきさつから、企業と知的財産協会、双方から求められてやっておりますので、こちらはI N P I Tからも流させていただくというところを改めさせていただきます。

それから、7ページ目でございます。若干、変わっている点でございますが、特許侵害警告模擬研修、それから検索エキスパート研修につきましては、もともと受講者が中小企業の方であったり、大学の方、これらの方々につきましては受講料の免除をさせていただいている研修でございます。

これを民間事業者の方に免除の対象者がよくわかりやすいように、記載ぶりをもう少し改めさせていただきます。中小企業の方々につきましてはこういう条件、7ページの上の方にあります条件につきましては、免除。それから、検索エキスパート研修につきましては中段以降、「学校教育法の第一条に規定する」という記載ぶりがありますが、こちらの方を免除という形で改めさせていただきます。こちらとしまして、ある程度、民間事業者の方の免除の対象者がわかるようになってございます。

それから、8ページに行ってくださいまして、今度は「受講料の集金代行業務」という

ところで、こちらにつきましても、もともとすべて委託に込めさせていただいたのもありまして、こちらでも民間事業者が集金代行をしていただきたいたいというところで、ここも「工夫をして、すべて集めていただきますよ」というところでございます。

9 ページ目に行きまして、ロでございますが、先ほども出てまいりましたが、研修講師の選定につきましては、情報・研修館よりこれまでお世話になっている先生方のリストをお渡しいたしまして、プラス、それから研究機関のそれぞれの目的に合った先生を選ぶ基準がございます。

これをお渡しいたしまして、年度候補、年度の初めに提示いたしますので、その中から選択していただく。ないしはその民間事業者の方が基準に合致する方を見つけてきていただきまして、研修をやっていただけるように配慮させていただいてございます。こちらのように、こちらから指定をするのではなくて選べるように、民間も含めて、さまざまなところにいろんな人材がいますので、こういった方々を積極的に活用して選んでいただきたいというところでございます。

10 ページに行きまして、下の方でございます。（7）の「研修運營業務」がございましたが、こちらでも相当、前回までのところ、事細かに書いてございましたが、こちらでも民間事業者の方の方がこれまで経験されている研修業務のやり方を基本的には提示していただき、受付けから何からすべて自主的にセットしてやっていただきたいというところがございます。それ以降のことは最低限度のことが書いてございますが、当然、情報・研修館の側から承認を得てどうのこうのするということは全くないというところでございます。

これに基づきまして、15 ページ以降に落札者を決定するための評価の基準、こういったものを改めさせていただき、前回、少し御指摘がありましたが、ある程度、その点数で基礎点、それから加点が明確にわかるように改めさせていただいたのが、15 ページ目の中段以降、8 でございます。それから、16 ページに続いて記載ぶりを改めているところがございます。

それに基づきまして、23 ページ以降は先ほど申しましたように、会場費等をすべて委託費の中に入れるというところで、従来の実施状況に関する情報の開示というところを、若干なりとも改めさせていただいたところがございます。金額が若干上がっているとお思いいただければ、結構でございます。非常に簡単ではございますけれども、修正点をかい摘んで御紹介させていただきました。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 参考資料として情報・研修館でどんな研修をやっているのかという資料を出していただいたのですが、何でこういう資料をお願いしたかという、事業自体に予算が付いているわけではなくて、I N P I T の自主事業として行っているという説明があって、この自主事業と、それから必須事業というか、そういうものがどういう関係になって、今回、抜き出した研修が全体としてどういう位置付けのものが出てきたのかというのを知

りたいというのがあったのですが、ちょっと、その辺について御説明いただけませんか。
ようか。

○山田室員 では、よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○山田室員 それでは、今、お手元にあります 19 年度の「情報・研修館人材育成部研修開催予定」、これはもう予定ではございませんけれども、こちらをもって、今、委員の方から、逢見先生の方からありましたところを簡単に御説明いたします。

大きく財源といたしまして、運営交付金をいただいている研修は、この中におきまして 4 の「知的財産権研修」を御覧になっていただきたいのですが、これは経済産業局、端的に言いまして公務員に向けた研修でございます、こちらは特許庁で移管を受ける前から中央省庁の職員、それから地方公共団体、地方自治体の職員、それから公益法人の職員、それから独立行政法人の職員に対してやっている研修でございます、こちらは予算を特許庁からいただいている研修でございます。

これは端的に言いまして、推進計画で定められている内容でありますとか、毎年、決まりますので、こうしたものを地方公共団体を含めまして政府の方々に伝えていくというところで、古くからやっている研修でございますので、こちらは移管を受けた際、予算をいただいている研修でございます。

それ以外につきましては、基本的には自主財源でやっていると考えていただいて結構でございます、「1、調査業務の実施者育成研修」は特許庁の審査・処理迅速化に向けまして、登録調査機関のメンバー、いわゆるサーチャーさんを育成する法律に定められた研修でございます。それから、2 番目、3 番目は今回の指標の中に、実施要項の中にあります審査基準討論研修、それから侵害警告模擬研修になってございます。

5 番目でございます。申し訳ございません。これは知的財産権研修の上位版というか、そのフォローアップ研修になってございまして、こちらも地方公共団体に向けたものでございまして、4 番同様、知的財産権研修同様、昔からやっているものでございます。それから、6。

○逢見副主査 それは交付金で賄うということですか。

○山田室員 おっしゃるとおりでございます。それから、6 番目、7 番目につきましては自主財源のところで行っておりまして、6 番目は今回の実施要項の中にございます。それから、7 番目につきましては検索エキスパート研修の更なる上級バージョンでございまして、これは実際の特許庁の審査官をお迎えいたしまして、民間の方々に伝えていくような検索エキスパート研修という形になってございます。

これらが主になっておりまして、同じように、1 枚めくっていただきますと、研修カレンダー。今年度の、20 年度の上半期のものでございまして、基本的には構成は同じになってございます。この中で若干、違いますのが、4 番を御覧になっていただきたいのですが、特許調査実践研修を 20 年度から改めまして一個、一つ、つくってやってございます。これ

は検索エキスパート研修の中級、今年度につきまして、一つ、中級のエキスパート検索エキスパート研修と上級の研修の間のような研修を一つ、ニーズに応じて設けているというところが若干違う点でございます。それ以外は上半期、下半期につきまして、今年度は全く同じとなっております。

○逢見副主査 それと資料C-1で、別紙で研修の財源と経費の関係を説明しております、これでいくと人件費はすべて交付金で賄うけれども、実施経費は受講料で賄えない部分を交付金でやると。討論研修とエキスパート研修ですね。それから、侵害警告模擬研修は実施経費も交付金ということですよ。

そういうふうに説明されていますが、それと先ほどの説明との関係で言うと、受講料で賄えない部分を交付金で賄うというやり方は、基本的にそういうことでやってきて別に問題はないということでしょうか。

○山田室員 そうですね。

○逢見副主査 別にその受講料、自主事業でやっているものだからといって、受講料で収支相償すべきものとは考えていないと。実施経費をすべて受講料で賄うということではないということでしょうか。

○山田室員 そうですね。

○逢見副主査 そのとき、どういうふうに予算要求をするのでしょうか。交付金。大体、実施経費マイナス受講料のようなものが算出されるということですか。

○室井部長代理 若干、細くなるかもしれませんが、御説明させていただきます。基本的に研修を行うために必要な経費を積み上げて、それから受講料収入を差引いた差額を予算計上されているとお考えいただければいいと思います。

○逢見副主査 そうすると基本的にはある程度、交付金を見込んで実施していると考えていいわけですね。そうすると、この2の部分の追加的实施について、民間事業者が追加で実施できることについて、それが財源がないため困難であるという回答ですが、要するに、交付金を使えないというのは、あらかじめ予算化できないということだからということでしょうか。

要するにINPITが定めた部分については、交付金を使って、受講料プラス交付金で運営すると。しかし、追加的部分は交付金は予算がないのでできない。あとはまさに収支相償で賄うと。そういうことだということでしょうか。

○森川部長 はい。そうですね。私どもが予定している範囲内であれば、そこは予算を計上している範囲ですのでできますけれども、それ以外の部分も逆に受講料収入がちゃんと入るのであれば、私どもはやっていただくのは構わないと思っていますが、先ほど申しましたように、免除の方がおりまして、その免除が、全員免除ということはないでしょうけれども、どの程度、免除者が入ってくるかわからないものですから、それを逆に民間事業者のインセンティブにしてしまうのは難しいのかなと思っています。

○逢見副主査 民間事業者が追加実施できるとしたときに、では、追加実施をするかどうか

かということについて、事業者はかかるコストと、それを幾らで受講料で賄えばいいかということを考えてやるわけですね。しかし、受講料が余りに高くなれば、多分、来ないでしょうから、ある程度の範囲内の受講料に納めなければいけない。そういう範囲で考えるのですが、そういうコスト計算はできるような仕組みに情報開示はされているのでしょうか。そこはどうでしょう。

○小林副主査 多分、そこはちょっと不十分なのではないかと思います。というのは、従来の実施状況に関する情報、経費のところの情報で、経費の変動がどういうことで生じたのかというのが、御説明いただければあれですが、ここからはちょっと読み取れないのではないかと考えられるのです。

民間事業者から考えると、前、受講料を取って運営していて、どのぐらい受講料が取れる受講生がいたときに、どのぐらいだと損益分岐点になってということはやはり考えると思うので、コストと見積りをすると思いますけれども、ここの平成 18 年、19 年のところでコストの変動要因が何で発生したのかというのが、どうでしょうか。ここのところの情報でこれは読み取れますか。

○徳山企画官 コストの変動要因は、変動費ということでしょうか。

○小林副主査 そうですね。だから、勿論、変動費と固定費ということもありますけれども、業務の実施料も変動費ということですよ。業務の実施料とコストの関係がここで見えてなくて、例えばここの 1 のところの研修だと、平成 18 年と 19 年とではエの部分は少し違うわけですよ。だから、ここのところ、これはどうして違うのか。2 の特許審査基準討論研修もそうですけれども、そこの変動の部分が何で生じているのかという説明がなくて、だから、先ほどの、いわばこういう業務をやったときに、その業務をやるのに要する経費のコスト計算の仕組みが、やはり参入してくる事業者にわからないと、先ほど、逢見先生も御指摘になったように、バジェットの計算がどうなっているのかということがわからないと、なかなか参入しにくいと思うのです。

だから、事業者としてはどういう業務運営を創意工夫を発揮してやっていくと、どこでコストが節減されて、どういうふうに自分のところの先ほどのインセンティブが得られるのかということ、やはり計算していかないといけないと思うんですよ。そこの計算ができる基礎情報がここで十分かということ、十分ではないのではないかとと思われるということなのです。

○森川部長 多分、これが大きく違うのは人件費、物件費等だと思いますけれども、物件費は多分、会場借料を特に地方なり、地方で開催したときの開催場所、それから東京で私どもの情報・研修館の会場が使えなかったときの外での借料とかで大きく影響を受けているかとは思いますが。

あと、職員、人件費も非常勤のところはかなり変動要因になっています。今、先生が御指摘のところは各個別の研修ごとにどれぐらい人とか、どういう会場を使ったのかということを開示せよということでしょうか。

○小林副主査 その辺は、そのコストを削減するということは、民間事業者にとってみれば、コストダウンをすればするほどいいということがあると思うんですよね。多分、だからこれは受講料を取る場合と取らない免除の方の場合の研修がありますよね。そうすると、いわばその収益と費用との関係がもうちょっと情報として出てこないと、先ほど、足りない部分は交付金でと言ってはあれですが、そのインセンティブ、事業者にとってはそこがインセンティブだと思うのです。

だから、受講料が取れて、何人になったときにこの業務はこのコストで見合うというところ、まさにブレイクイーブンのポイントがわかって、「どのぐらい頑張れば、どのぐらい」というその部分がわからないと、なかなか参入しにくいのではないのでしょうか。

だから、収入とコストの関係はどこかに開示されていないですよね。だから、収入とコストの関係は開示できますか。受講料とコストの関係を開示できますか。

○徳山企画官 受講料の情報開示ということですね。受講料収入が。

○小林副主査 受講料収入。

○逢見副主査 そうですね。このケースはやはり免除があるから、例えば特許侵害警告模擬研修はほとんどがもし免除だとすると、収入ゼロになる。

○山田室員 これは全員、免除でございます。

○逢見副主査 全員免除ですか。

○山田室員 はい。中小企業とか、扱っていますので。

○逢見副主査 追加的にやる場合も免除になるんですか。

○山田室員 そうですね。

○逢見副主査 そこはいいわけですか。追加は免除と。

○山田室員 申し訳ございません。こちらでいう、「今回、追加的に」と考えておりますのが2番の特許審査基準討論研修。こちらは全員徴収、免除のない全員徴収でございます。これはやっていた分、すべて。追加的にやっていた分、すべて収入になるものでございます。

○徳山企画官 では、過去の受講者数を開示するということと、過去のその受講料、受講者数のうちの免除の割合、免除人数ということと。

○森川部長 そちら、受講者数は確か開示して、資料を出していたと思います。

○小林副主査 だから、過去の。

○森川部長 それで、その中でその免除の方の比率ということですよね。免除、出していた。

○山田室員 出していませんが、おおむね、簡単に言いまして、特許侵害警告模擬研修は全員免除、免除というか、料金を取っていない研修でございまして、検索エキスパート研修は平均で申しますと、45%ぐらいが受講料免除の方になります。そちら、各回に若干違いますけれども、出そうと思えば出せる資料でございます。

○森川部長 もし、必要があれば、各回のものを出すことは可能です。それは追加的に出

させることはできます。

○徳山企画官 あるところはやはりないと、見積りがやはり、なかなか難しいということ
で、そこはお渡しいただくように、よろしくお願いします。

○森川部長 わかりました。

○逢見副主査 いきなり各論のようになってしまったのですが、全体的には第1回の議論
の中で、特に民間事業者の創意工夫の余地が余りないのではないかと。手とり足とりとい
うのが非常に強い書きぶりであったものですから、そこについては、今回、訂正された部
分で、随分、全体としては直ってきていると思います。

あと、免除のこれは要するに中小企業の定員のようなものですよね。7ページ。これは
特に判断で迷うという余地はないのですか。

山田室員 簡単に申しまして、これまでのところも検索エキスパート研修も含めまして、
申告、もともと、申し訳ございません、特許侵害警告模擬研修につきましては情報・研修
館はもともと中小企業の経営者、従業員の方、それから知財を簡単に学びたい方としてい
まして、料金を取っていないというのがもともとですので、判断はしていなかったのです
が、これからは、ここでいいますと、中小企業の簡単な法律で、簡単に言いまして、資本
金1億円の300人以下のような、その法律に照らして、これも判断としましては申告制を
考えております。

今までも、検索エキスパート研修、こちらも申告制にさせていただいております、簡
単な物の提示をさせていただいております。例えば、検索エキスパート研修でいいますと、
大学の研究者の方、それからTLOにお勤めの方ですが、これは例えば身分証明書のコピー、
写しのような形で、そこに確かにいらっしゃることがわかること。

それから、そういったものがない場合につきましては、在職証明をいただいて、それを
もってそこの方であるということを確認して免除をさせていただいております。ですので、
複雑なものをお求めいただく、出していただいて判断するというよりも、申告に基づきま
して、それが正しいかどうか、確かに有効かどうかといいたしましうか、それを判断させ
ていただいて免除とさせていただいておりますので、それも民間事業者にも同じレベルでや
っていただければというふうには考えてございます。後追いで確かめたりしないというこ
とですね。その出されたもので判断するという考え方で結構です。

○逢見副主査 仮に、例えばこれに該当しない人が何かの形で偽って申請して、それで、
そのまま通ったとして、その責任は民間事業者に課されるのですか。

○山田室員 民間事業者には求めませんで、情報・研修館内の研修規程の中に、後々、う
そ偽りがあったことがわかる場合には、後から追加できるような考え方でおりますので、
そういうのがわかった段階で情報・研修館がやるという形でよろしいかと思っております。

○逢見副主査 あと、アンケートが38ページ以下ですか、これがいわばサービスの質の測
定ということになると思うのですが、例えば38ページ、39ページでいうと1番のこの部
分で評価する形なのではないでしょうか。使うのは40ページの方ですか。

○徳山企画官 43 ページですね。

○逢見副主査 43 ページですか。

○徳山企画官 その前に付いておりますのは、これまで使ってきたアンケート用紙ということで、これに追加をしてこの 43 ページのアンケートを行うと。実際はこれと統合してやる形になると思いますけど。

○逢見副主査 今までのものに 43 ページが新たに加わるというイメージですね。

○徳山企画官 加わるという。事務局の対応だけになっていきますけれども、会場の利便性のような話についてどうかといったことがございます。

○逢見副主査 こんなものでしょうかね。事務局の対応と研修環境。

○小林副主査 何か付け加えられたら、その他、自由。

○逢見副主査 自由記入でしょうかね。

○小林副主査 その他、自由記入欄を、記述欄を加えたら、その他の感想を加えたら。

○徳山企画官 研修環境については、一応、サービスの質の満足度に入っていないというのが現状なので、これはやはり入れるべき。東京会場の前があるので、その難しさから外しておられるのではないかと思います。そうでない場合は研修の環境についても聞きし、アンケートの対象とした方が、満足度の対象とした方がよいのではないかと思います。論点がございませうけれども。

○逢見副主査 「入札参加可能性」というのは、どんなふうに見ておられますか。割と関心が、民間事業者の関心が高いということでしょうか。

○森川部長 関心が高いかどうかまではちょっとわかりませんが、想定されるのは、やはりこういう大学の施設、あるいは専門学校とか、あるいは予備校的なところで、従前から研修をやっていたところか、あるいは知財の研修を従前から独自に提供しているような業者が想定されるかと思っております。

○逢見副主査 知財の研修をやっている民間業者はかなりあるのでしょうか。

○森川部長 例えば、弁理士の予備校的な業者さんであるとか、あるいは最近ですと知財検定をやっておりますので、新しく国家検定になったものがありますので、そういったセミナーとか、各種、やっている業者さんはおられるようです。

○逢見副主査 なるほど。

○小林副主査 その周知方法はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○森川部長 今回のこの入札の周知ですか。

○小林副主査 はい。

○森川部長 私どもは今、知財関係の団体、7 団体と知的財産の人材育成推進協議会の事務局をやっておりますので、その協議会では、もう、勿論、周知をさせていただきますし、あと協議会の周辺の、先ほど言いましたような知財のセミナーとか、そういったことを提供している業者の方には、当然そのネットワークの中でお伝えし、周知をしていきたいと思っております。

○小林副主査 いいですか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。本日の審議の中で情報開示の部分で追加すべき情報等を検討されましたので、それについてまた事務局と、鋭意、調整をしていただきたいと思います。本実施要項（案）の公表と、その意見募集の実施については、それを入れ込んでいただいて。

○事務局 はい。先生方に御確認をいただいた上で。

○小林副主査 公表、パブリックコメントということでよろしいですね。それでは、本実施要項(案)につきましては次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、工業所有権情報・研修館におかれましては事務局と、鋭意、本日の議論を踏まえまして、引き続き検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 先生、済みません。

○小林副主査 はい。

○事務局 先ほど、企画官から出ました業務の質のところ、会場の環境の関係でアンケートには質問項目が出ていますが、今のところ、確保されるべき質のところには挙がっていないというのもあって、そこの扱いを議論いただければと思うのですが。

○逢見副主査 利便性とか。

○事務局 はい。

○小林副主査 ここの12ページのところの3の(1)のところの「事務局の対応」はあるけれども、会場の研修環境についての質の設定がされていないので、それも追加すべきであるということですね。アンケートで満足度が80%以上というのに研修環境についても入れた方がよいと、入れるべきであるということでしょうか。

○徳山企画官 何か情報・研修館さんの方でその入れない理由が、特別の理由があるのかということオープンに。

○森川部長 わかりました。それは入れさせていただきます。

○小林副主査 情報の開示のところと、今の確保されるべき質の点で修正を行っていただいて、意見募集をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、委員の先生方は事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいた上で結果を送付していただくようにいたします。

ただいまの修正箇所については、フィードバックしていただいて、確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、これでよろしいですね。大丈夫ですね。

本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。ありがとうございました。